

**高知市上下水道局発注の建設工事等に係る
事故対応マニュアル
(公表版)**

令和5年 3月

高知市上下水道局 技術監理課

目 次

高知市上下水道局発注の建設工事等に係る

事故対応マニュアル・・・ 1～5

工事等に関する事故災害報告，記載例・・・・・・・・・・ 6～8

参考資料（労働安全衛生規則 第96条・97条）・・・・・・・・ 9～10

工事等事故対応フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

高知市上下水道局発注の建設工事等に係る事故対応マニュアル

本マニュアルは、上下水道局が発注する建設工事等における事故発生時の対応・報告に関するマニュアルであり、上下水道局及び工事受注者等双方で迅速・適切な対応を図ることを目的とするものである。

1 工事受注者等の事故への対応

工事受注者等は、工事現場等で事故が発生した場合、人命救助及び二次災害の防止を第一として、「工事等事故対応フロー」を参考に、現場において必要な措置を講じるとともに、本マニュアルに定める報告を監督職員(工事担当課)に行うこと。

2 用語の定義

このマニュアルにおいて使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「報告」とは、
 - ① 電話等による**通報**
 - ②「工事等に関する事故災害報告」によるメールまたは FAX 等の**速報**
(第1報, 経過報告)
 - ③「工事等に関する事故災害報告(最終版)」による**最終的な報告**をいう。
- (2) 「休業日数」とは、負傷・疾病による療養のため、働くことができなかつた日数をいう。
- (3) 「労働災害」とは、業務上の事由または通勤途上で、負傷・疾病・死亡する災害のことをいう。
- (4) 「建設工事等」には、委託業務(公共工事にかかる地質調査, 測量業務, 設計業務, 維持管理業務等)を含む。なお、委託業務の場合は「工事」を「業務」に読み替えるものとする。
- (5) 「工事受注者等」とは、工事又は委託業務等の契約の相手方をいう。

3 報告を要する事故の範囲

このマニュアルにおいて、報告の対象となる事故は、上下水道局が発注した建設工事等において発生した事故で、「表-1 報告を要する事故」の何れかに該当する事故とする。

4 事故発生 の 報告

(1) 通 報

- ① **工事受注者等**は事故が発生した場合、人命救助及び二次災害の防止を第一に行い、事故現場の現状保存、各関係機関への通報等必要な措置を行うとともに、直ちに**監督職員(工事担当課)**に**通報**する。
- ② **死亡等重大な事故(表-2に規定するレベルⅢ)**が発生し、前号①による通報を受けた工事担当課長は、直ちに**次長・局長・管理者及び関係部局**に**報告**する。

(2) 速 報

- ① **工事受注者等**は、(1)の通報後、速やかに**工事担当課長**に「**工事等に関する事故災害報告**」(第1報)による**速報**を行う。受注者で作成が困難な場合は、通報時に工事担当課が電話で聞き取り作成し、(報告の第1報の場合は決裁を要しない。) **工事担当課長**は、速やかに**技術次長**に**報告**する。**技術次長**は、必要に応じ、**管理者**まで**報告**する。発生した事故が**死亡等の重大な事故(表-2に規定するレベルⅢ)**の場合、必要に応じて**関係部局担当課**に**報告**するとともに、緊急の広報が必要な場合はその対応を行う。また、工事受注者等は、「工事等に関する事故災害報告」で随時経過報告を行う。
- ② **工事担当課長**は、速やかに**技術監理課長**に「**工事等に関する事故災害報告**」の写しを送付する。

(3) 最終的な報告

- ① **工事受注者等**は、事故後の措置及び再発防止策の検討後、速やかに**工事担当課長**に「**工事等に関する事故災害報告(最終版)**」による**最終的な報告**を行う。
- ② **工事担当課長**は、前号の最終的な報告を受けた際には、「工事等に関する事故災害報告」に記載された**内容について事実関係を確認**のうえ、**レベルⅠ**の場合は**工事担当課長**、**レベルⅡ、Ⅲ**の場合は**局長**まで決裁により報告し(企画財務課合議) **技術監理課長**にその写しを送付する。

(4) 企画財務課との情報共有

企画財務課長は、公共工事に関わる事故・災害等の報道や関係機関等からの情報を得た場合は、**工事担当課長**、**技術監理課長**に送付するなど**相互に情報共有**を図る。

(5) 事故発生現場の安全確認、指導

- ① **工事担当課長**は、最終的な報告を受けた後、**事故後の措置(再発防止策等)**を確認のうえ、必要な場合には**工事受注者等**に**指導**を行う。

- ② 工事担当課長は、技術監理課長から事故後の措置(再発防止策等)について指導を受けた場合は、指導内容に基づく事故発生現場の改善を速やかに行い、技術監理課長に報告する。

(6) その他

事故発生が夜間、休日の場合や市民からの通報等にも迅速に対応できるよう、局内・市長部局における緊急時の連絡体制の整備を行うとともに、関係部署間の連携について日頃から配慮すること。

表－1 報告を要する事故

事故の分類	事故の定義
<p>労働災害 (工事作業に起因して、<u>工事関係者が死傷</u>した事故)</p>	<p>工事作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、<u>工事関係作業に起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故</u>。また、<u>資機材・工場製品輸送作業</u>（以下「輸送作業」という。）に起因して<u>工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故</u>。</p> <p>※工事作業場：工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいう。</p> <p>※隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域</p>
<p>もらい事故 (第三者の行為に起因して、<u>工事関係者が死傷</u>した事故)</p>	<p>工事区域において、工事関係者以外の第三者の行為に起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p>
<p>死傷公衆災害 (工事作業に起因して、<u>工事関係者以外の第三者が死傷</u>した事故)</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して工事関係者以外の第三者が死亡あるいは負傷した事故。</p>
<p>物損公衆災害 (工事作業に起因して、<u>工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた</u>事故)</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して第三者の資産に損害を与えた事故。</p>
<p>その他 (労働安全衛生規則第 96 条関係で報告が定められている事故等)</p>	<p>事業場又はその附属建設物内において、火災又は爆発の事故、その他クレーン、ゴンドラ、ボイラー等に関する事故や不発弾が発見された場合など。</p>

表-2 事故レベル区分

レベル	区分	内容
I	軽微な事故	休業4日未満の人身事故（但し、死傷公衆災害を除く）、並びに物損公衆災害のうち第三者（二次被災者）の死傷に繋がる可能性が少ない、若しくは被害・影響がない場合など
II	重度の事故	休業4日以上的人身災害（但し、死傷公衆災害は死亡以外全て）、並びに物損公衆災害のうち第三者（二次被災者）の死傷に繋がる可能性が高い、若しくは被害・影響がある場合など
III	死亡等 重大な事故	人身災害のうち被災者が死亡した場合、クレーンの転倒などの大規模な事故など
IV	—	レベルIIIのうち、事故原因究明や事故防止対策の検討に高度な判断を要するものとして、別途の対応が必要となる場合など

事故の分類と報告様式

	事故の分類	事故レベル	労働安全衛生規則による 労働基準監督署へ提出する 「労働者死傷病報告」
工事関係者が 死傷	労働災害	I	様式第24号（休業4日未満）
		II, III	様式第23号（休業4日以上）
	もらい事故	I	様式第24号（休業4日未満）
		II, III	様式第23号（休業4日以上）
工事関係者以外 の 第三者が 死傷・損害	死傷公衆災害	I	労働基準監督署に連絡し 指示を受けること
		II, III	
	物損公衆災害	I	
		II, III	
その他	I	様式第22号 事故報告書 （労働安全衛生規則第96条）	
	II, III		

※ 休業日数や事故の影響など速報第1回の時点で未確定の場合、経過報告等の情報を受け、技術監理課と工事担当課の協議により、レベルや報告方法等の決定をする。

事故類型説明

① 墜落・転落	人が建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段等から落ちることをいう。乗っていた場所がくずれ、動揺して墜落した場合を含む。交通事故を除く。感電して墜落した場合には感電に分類する。
② はさまれ ・巻き込まれ	物にはさまれる状態および巻き込まれる状態をつぶされ、ねじれる等をいう。交通事故は除く。
③ 飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人に当たった場合をいう。切断片、切削粉等の飛来、その他自分のもっていた物を足の上に落とした場合を含む。
④ 切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
⑤ 転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづきまたはすべりにより倒れた場合をいう。感電して倒れた場合には感電に分類する。
⑥ 激突	墜落、転落および転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物に当たった場合、物が主体となって人に当たった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械などとともに激突した場合、つり荷、動いている機械の部分などが当たった場合も含む。交通事故は除く。
⑦ 土砂崩壊	土砂等がくずれ落ちまたは崩壊して人に当たった場合をいう。
⑧ 交通事故	交通事故のうち道路交通法適用の事故をいう。事業場構内における交通事故はそれぞれ該当項目に分類する。
⑨ 感電	帯電体に触れ、または放電により人が衝撃を受けた場合をいう。
⑩ おぼれ	水中に墜落し、または流されておぼれた場合をいう。
⑪ 火災・爆発	火災の発生、爆発の発生による場合をいう。他の分類に該当する場合であっても火災、爆発に起因している場合、火災・爆発に分類する。
⑫ 公衆災害	第三者に危害を与えてしまった場合をいう。他の分類に該当する場合であっても、被災者が第三者である場合、公衆災害に分類する。
⑬ 作業車両の横転	作業車両の横転による場合をいう。他の分類に該当する場合であっても、作業車両の横転に起因する場合、作業車両の横転に分類する。
⑭ その他	①～⑬に分類できないもの。

【参考資料】 労働安全衛生規則

■ 表-1 報告を要する事故「その他」に該当する事故について：第96条

(事故報告)

第九十六条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第二十二号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 **事業場又はその附属建設物内で、次の事故が発生したとき**
 - イ **火災又は爆発**の事故(次号の事故を除く。)
 - ロ 遠心機械，研削といしその他**高速回転体の破裂**の事故
 - ハ 機械集材装置，巻上げ機又は索道の**鎖又は索の切断**の事故
 - ニ 建設物，附属建設物又は機械集材装置，煙突，高架そう等の**倒壊**の事故

- 二 令第一条第三号の**ボイラー(小型ボイラーを除く。)**の**破裂，煙道ガスの爆発**又はこれらに準ずる事故が発生したとき

- 三 **小型ボイラー**，令第一条第五号の第一種圧力容器及び同条第七号の第二種**圧力容器の破裂**の事故が発生したとき

- 四 **クレーン(クレーン則第二条第一号に掲げるクレーンを除く。)**の次の事故が発生したとき
 - イ **逸走，倒壊，落下又はジブの折損**
 - ロ **ワイヤロープ又はつりチェーンの切断**

- 五 **移動式クレーン(クレーン則第二条第一号に掲げる移動式クレーンを除く。)**の次の事故が発生したとき
 - イ **転倒，倒壊又はジブの折損**
 - ロ **ワイヤロープ又はつりチェーンの切断**

- 六 **デリック(クレーン則第二条第一号に掲げるデリックを除く。)**の次の事故が発生したとき
 - イ **倒壊又はブームの折損**
 - ロ **ワイヤロープの切断**

- 七 **エレベーター(クレーン則第二条第二号及び第四号に掲げるエレベーターを除く。)**の次の事故が発生したとき
 - イ **昇降路等の倒壊又は搬器の墜落**
 - ロ **ワイヤロープの切断**

- 八 **建設用リフト(クレーン則第二条第二号及び第三号に掲げる建設用リフトを除く。)**の次の事故が発生したとき
 - イ **昇降路等の倒壊又は搬器の墜落**
 - ロ **ワイヤロープの切断**

- 九 令第一条第九号の**簡易リフト(クレーン則第二条第二号に掲げる簡易リフトを除く。)**の次の事故が発生したとき
 - イ **搬器の墜落**

ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

十 ゴンドラの次の事故が発生したとき

イ 逸走，転倒，落下又はアームの折損

ロ ワイヤロープの切断

2 次条第一項の規定による報告書の提出と併せて前項の報告書の提出をしようとする場合にあっては，当該報告書の記載事項のうち次条第一項の報告書の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。

■ 労働基準監督署に提出する「労働者死傷病報告」について：第97条

(労働者死傷病報告)

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷，窒息又は急性中毒により死亡し，又は休業したときは，遅滞なく，様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において，休業の日数が四日に満たないときは，事業者は，同項の規定にかかわらず，一月から三月まで，四月から六月まで，七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について，様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに，所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

工事等事故対応フロー

事故発生!

工事受注者等

「人名救護」「復旧」「警戒」

必要に応じ

- 救急車・消防（119）警察（110）に出動要請
- ガス管、電気、電話ケーブル等の管理者に連絡
- 会社に応援要請
- 労働基準監督署・関係担当課に連絡

事故現場の現状保存（立入禁止措置等）

工事担当課

発生直後

発災後通報

事故対応時

発生後随時（事故当日）

事故対応が概ね完了後速やかに

工事監督職員へ**通報**

工事監督職員は「工事等に関する事故災害報告」の項目を受注者から聞き取る

レベルIII（死亡等重大な事故）の場合
通報を受け直ちに**工事課長**が
次長・局長・管理者及び関係部局に報告

事故対応継続

「工事等に関する事故災害報告」（第1報）を作成（位置図等添付）

状況に応じ緊急広報

必要に応じ**技術次長**
関係部局に報告

レベルI～III
(レベルIIIは先行報告済)
技術次長に報告
※ 状況に応じ管理者まで報告

技術監理課に写しを送付

事故対応状況について**随時報告**

「工事等に関する事故災害報告」（続報）

及び

位置図・事故状況図・現場写真等
添付資料を作成し、工事監督職員に提出

課内決裁

県・国への報告

■ 水道... 重大な減断水の発生
状況に応じて
高知県業務衛生課に報告

■ 下水道... レベルII, IIIの場合等
重大な事故の場合
高知県公園下水道課に報告

レベルI～III
技術次長に報告
※ 状況に応じ管理者まで報告

再発防止協議会開催（下請含む）

工事等に関する事故災害報告（最終版）

- ・再発防止策
 - ・改善措置内容
 - ・損害への対応 等 を**作成**
- 工事監督職員に**提出**

監督職員の指示により**工事再開**

内容を照査・**起案し局内報告**

改善措置が「指導事項なし」となれば

工事再開の指示

起案・決裁

レベルI... 課長決裁
レベルII, III... 局長決裁

(共に企画財務課合議)

- 工事等に関する事故災害報告（最終版）
位置図・事故状況図・現場写真
再発防止対策等 必要書類
- 「当該事故における措置」等 を作成・添付

技術監理課に写しを送付
改善措置内容に指摘があれば
工事課に指導 → 改善を確認